

意見書（案）第30号

東京電力福島原発からの処理汚染水の海洋放出の中止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 三鷹市議会議員 | 野村羊子 |
| 賛成者 | 〃 | 大城美幸 |

東京電力福島原発からの処理汚染水の海洋放出の中止を求める意見書

2023年8月22日、政府は東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理汚染水の海洋放出を決定し、24日午後1時、東京電力は海洋放出を開始した。国内外から多くの反対の声が噴出する中での強行である。この放出には、明らかに以下の問題が存在する。

1、「関係者」の理解は得られていない。

2015年8月、政府及び東京電力は福島県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）に対してALPS処理汚染水に関して、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束し、その後も「約束を遵守する」と繰り返してきた。

一方、県漁連、全国漁業協同連合会（以下「全漁連」という。）は、4年連続で放出反対の特別決議を採択している。また、相馬双葉漁業協同組合は、2023年7月、「断固反対」の考えを国に伝えた。さらに、福島県内の市町村のうち7割以上の自治体が処理汚染水の放出に関して、反対や慎重な対応を求める内容の意見書を可決している。

岸田首相は、2023年8月20日、福島第一原発を視察し、東京電力幹部と意見交換を行ったが、県漁連関係者には会わなかった。21日には、全漁連と面会をしたが、全漁連や地元福島の水産業者たちの反対の意思は覆ってはいない。

2、放出される放射性物質の総量が不明なままの放出

東京電力は当初、ALPSによりトリチウム以外の放射性物質は除去し、基準を下回っていると説明してきた。しかし、タンク貯留水には、トリチウムのみならず、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性物質が残留し、タンク貯留水の約7割で告示濃度比総和1を上回っていることが明らかになっている。

東京電力は、「二次処理して基準以下にする」としているが、どのような放射性物質がどの程度残留するか、その総量はいまだに示されていない。環境中に放出される放射性物質の総量は全てのタンク水を放出し終わるまでは分からない。

一方で、東京電力は最大年間22兆ベクレルのトリチウムを海洋中に放出する計画だとする。これは、事故前の福島第一原発からの海洋中へのトリチウムの放出量の約10倍となる。しかも、今回放出されるトリチウム水は、直接デブリに接触した汚染水であり、冷却水パイプを循環していた放出水とは質が異なる。

3、「海洋放出ありき」で進められた検討

政府の審議会では、代替案の検討は極めて表面的にしか行われず、結論を「海洋放出」に誘導するものであった。2018年当時、海洋放出の費用は17～34億円、期間は52～88か月とされた。しかし、その後、海洋放出の費用は1,200億円以上、放出期間は30年以上と見られている。

また、技術者や研究者も参加する「原子力市民委員会」が提案した、「大型タン

ク貯留案」「モルタル固化処分案」は、十分現実的な案であるにもかかわらず、公の場ではまったく検討されていなかった。改めて代替プランを再検討すべきである。

4、「風評加害」という口封じ

政府は、ALPS処理汚染水の海洋放出の影響を「風評被害」に矮小化している。そして、メディアも政府見解を繰り返し報じている。代替案やトリチウム以外の放射性物質についてはほとんど報じられていない。「風評被害」のみを強調し、放射性物質の海洋放出の影響やリスクについての指摘を「風評加害」とレッテル貼りすることこそ、非科学的態度であり、健全な議論を封じるものとなっている。

5、意図的な放射性物質の放出はロンドン条約議定書に違反する可能性

2011年3月11日の原発事故以降、既に大量の放射性物質が環境中に放出されてしまった。今回の放出は、それに上積みをする形で、政府によって意図的な放出を行うものである。放射性物質は、集中管理し、環境への放出を行わないことが原則であり、放射性廃棄物の海洋への投棄は、ロンドン条約96年議定書によって全面的に禁止されている。海洋放出はこの議定書に違反する可能性が高い。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、東京電力福島原発からの処理汚染水の海洋放出の中止を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤俊明